

今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会（第2回）

【開催日時等】

- 開催日時：平成26年6月24日（火）13：00～15：00
- 場 所：総務省8階 共用801会議室
- 出席者：鈴木座長、遠藤委員、小室委員、菅原委員、中川委員、東京都、千葉県習志野市、愛媛県砥部町、原財務調査課長 他

【議題】

- (1) 固定資産台帳の整備事例について
- (2) 「財務書類作成要領」に係る検討項目について
- (3) 「資産評価の手引き」に係る検討項目について
- (4) その他

【配付資料】

- 資料1 前回（5月28日）の議論
- 資料2-1 固定資産台帳の整備について（東京都作成資料）
- 資料2-2 固定資産台帳の整備について（習志野市作成資料）
- 資料2-3 固定資産台帳の整備について（砥部町作成資料）
- 資料3 本研究会における検討項目
- 資料4 「財務書類作成要領」に係る検討項目（網掛部分）
- 資料5 「資産評価の手引き」に係る検討項目（網掛部分）

- 固定資産台帳の整備について、サブメンバーの3団体より説明（「資料2-1」、「資料2-2」、「資料2-3」関係）

- 上記に係る意見等

- ・ 固定資産台帳は会計補助簿、公有財産台帳は資産の管理台帳と、もともと機能が相違しているが、公有財産台帳を固定資産台帳として使えるものなのか。資本的支出が既存資産にあった場合には、公有財産台帳に追加資産登録されないと、貸借対照表（BS）と台帳が合わないということになるが、東京都ではどのように管理しているのか。
→ 建物を新たに改修したことで、さらに資産価値が付与されることとなった場合、そのような異動事由があったとして、公有財産台帳において資産価値を上げるような処理を行っている。また、財務会計システムで処理しているBS上の資産価格と照合するといった形で運用している。

- ・東京都では、道路について取替法を採用しているなかで、資産の老朽化問題と絡め、道路についての金額情報は別途管理しているとのことであるが、どのように管理しているのか。
 - インフラ資産の中でも、例えば港湾や空港といったものは公有財産台帳に記載されているが、道路関係については、財産情報システムで管理されておらず、道路を管理している建設担当部局で別途システムを構築し、価格情報や更新・改修・修繕状況を管理している。
- ・東京都では、公有財産台帳に時価等を記載するという規則になっていると聞いているが、実際に記載しているのか。
 - 償却資産に関しては、現在価格を出すために取得価格と減価償却累計額をもともと情報として持っていた。土地に関しては、毎年度再評価を行っている。
- ・東京都では、財務会計システムと財産情報システムを別々に整備しており、それを随時、比較照合しているとのことだが、具体的には、両システムについてどういう部署で、それぞれ入力なりメンテナンスがなされているのか。また、照合の頻度はどの程度か。
 - 資産を管理している部署は両システムを確認できるため、まず一次的には財産を所管している部署が入力やメンテナンス、比較照合等も行っている。また、決算期においては、会計担当部局もシステム上の残高が合っているかどうかをチェックしている。照合の頻度については、部署にもよるが、まず財産が異動した場合に照合をかけていくことがほとんどである。また、決算期には必ず比較照合している。さらに、会計担当部局において、通常の官庁会計の検査とは別に複式簿記の検査を行っており、あわせて年に数回照合している。
- ・習志野市と砥部町では、公有財産台帳と固定資産台帳を別々に管理しているとのことであるが、その理由をご教示いただきたい。また、同じ資産について台帳が2つあるようなことになるが、それぞれの整合はとっているのか。
 - 統合した台帳があればベストだが、公有財産台帳や法定台帳は、それぞれの目的に基づいて作られている台帳であるため、そちらがまず優先される。習志野市では、固定資産台帳を公有財産台帳と統合したものとするか検討したが、すべて管理するとなると異動履歴事項もすべて固定資産台帳でも把握しなければならなくなり労力がかかる。
 - 砥部町の公有財産台帳には、取得に要した費用や資本的支出等といったデータはほとんどない。固定資産台帳を整備するに当たっては、固定資産の担当課のデータをまず固定資産台帳に全部入力してから、公有財産台帳と照合していくという作業になる。
- ・公有財産台帳は物を管理するための台帳であるため、固定資産台帳は別物として作成して資産番号をリンクさせるくらいから行うべきではないか。将来的には統合もあり

- えるが、単純に公有財産台帳を使ったらよいというものではないのではないか。
- ・習志野市や砥部町では日々仕訳をしていないが、日々仕訳、期末一括仕訳、どちらを採り入れる予定なのか。
 - 習志野市では、財務書類の作成を会計課で所管しているなかで、将来的には日々仕訳をしたいと考えているが、労力が増えてしまう。例えば、期末一括仕訳であれば、最終的なデータだけでの判断で対応可能だが、日々仕訳の場合は未収未払いの管理も適時やらなければならない。システム的なものと労力を比べると、現状ではデータ的には同じものができる期末一括仕訳でやらざるを得ないと考えている。
 - 砥部町では、今すぐ日々仕訳というところまでは考えていないが、財務書類の作成を会計担当部局に担当させることを検討しており、いつでも移行できる体制にはなると考えている。
 - ・各現場がデータ入力をできるようにするためには、教育研修を行ったりシステムである程度対応できるようにしたりすることが重要と思われるが、今後どのような工夫をしていくのか。
 - 習志野市では、減価償却や貸倒引当金の考え方の説明や、複式簿記への対応の研修を全庁的に毎年のように行っている。今後も、複式簿記・発生主義の知識が必要と認識しており、徐々にレベルアップを図っていきたい。
 - 砥部町では、2年か3年ぐらい担当しても、人事異動で離れてしまうといろいろな知識が抜けてしまうため、なかなか浸透していない。今後はプロジェクトチームを立ち上げて、まずは若い人を中心に勉強会をしたいと考えている。
 - ・習志野市では固定資産台帳を整備する際に、下水道の管きよは事業費の積み上げにより算定しているとのことであるが、どのような単位で算出しているのか。
 - 1年度1資産が認められている開始貸借対照表時までは、永年保存している決算書から工事費を積み上げて1年度ごとに資産計上している。それ以降については、伝票データに基づいて資産計上をしている。なお、寄付や移管などにより価格情報のデータがないものは、管きよの大きさ等により平均単価を設定して、ざっくりと資産価値を計上している。
 - ・砥部町では、固定資産台帳整備型の総務省方式改訂モデルで財務書類を作成しているとのことであるが、固定資産台帳に登録している資産については、普通建設事業費とは切り離して、あるべき金額を同台帳に記載しているのか。
 - お見込みのとおり。固定資産台帳には、道路、橋梁を除く物件をすべて登録し、固定資産台帳のデータから総務省方式改訂モデルのBSに転記しており、道路、橋梁についてのみ、決算統計の数字を積み上げ、それぞれに減価償却を行っている。
 - ・複式簿記化して固定資産台帳を整備すると、複式仕訳で資産となるものは台帳に登録、費用となるものは台帳に未登録という環境を担保する必要があるが、砥部町ではどのような運用をしているのか。

→ 固定資産台帳に登録された資産が、決算統計のどこに計上されているのかを突き止めて一件一件をすべて整理している。普通建設事業に計上されていれば資産に計上されているはずなのでそのままとするが、物件費に計上されていれば物件費から差し引く。普通建設事業で固定資産台帳に計上されないものは、物件費に加算していく。これを地道に繰り返している。

- ・ 砥部町では、財政担当部局で現物との一致確認まではしていないとのことであるが、それ以前に、会計担当部局に物品、重要物品の現在高調書を提出しているため、その段階で各原課でそういう一致確認をしていけば、あえて財政担当部局でもする必要はないと考えられるが、このようなチェックはなされているのか。また、計上漏れや計上誤りといった誤謬に関して、業務フローの明確化やチェック体制の文書化といった対応策を立てているのか。

→ 固定資産台帳への資産の登録等は、各原課で対応することとしているが、なかなかうまくいっておらず、財政担当部局において最終的に確認している。今後は、研修により財政担当部局以外で対応できるようにしたいと考えている。

- ・ 年度ごとの情報で評価額、資産評価差額としているものは、いわゆる当初の固定資産台帳整備をした時点の評価額なのか、年度ごとのいわゆる公有財産台帳で整備しているような価格情報を入れているものなのか。

→ 固定資産税については税担当部局のほうで固定資産の評価をしているため、3年に1度、当該金額（時価）を、年度ごとのデータのところに計上している。

○「財務書類作成要領」に係る検討項目について事務局より説明（「資料3」、「資料4」関係）

○上記に係る意見等

- ・「資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳」について、手順さえ示せば、作ることはそれほど難しくないのではないか。現金主義の補完の観点からは、有用性が認められるということではあるが、実際に作られた数字の羅列を見ても、その差の意味合いをどう説明したらよいか、どう読んだらよいかということが、一般の人には分かりにくいと考えられるため、「財務書類作成要領」や「財務書類等活用の手引き」等で、使い方や読み方を併せて解説すれば、この注記の有用な意義も伝わるのではないか。

- ・「一時借入金の実績額」について、現行モデルでは、一時借入金の限度額や利子額を表示することとなっているが、その背景としては、予算規模を大幅に上回る一時借入金の限度額を設定していた事例があり、一時借入金に関する最低限の注記をすることで対応してはどうかということであった。現時点では、そのような不適切な財政運営はないと理解しており、一時借入金自体の重要性も低くなっているということからすると、実績額の月次推移の記載は冗長になりすぎるのではないか。また、一時借入金だ

け月次推移が載っていて、地方債の残高は総額で年度末だけということになると、起債までのつなぎで一時借入金を活用している事例がある点も踏まえると、有用性という意味では、実績額を記載するのであれば、両方あったほうがよいのではないか。一時借入金の実績額を載せるのは容易と考えられるが、附属明細書もある中で情報が増えてくるので、大事な情報を簡潔に表示するということも重要ではないか。

- ・一時借入金について、定義的には繰替運用とは別という認識であるが、決算統計の記載方法では、繰替運用に係る一時借入金も、その中に含めるという取扱いになっていたと記憶しているが、一時借入金にはこのような繰替運用も含むのか。
→ 繰替運用は一時借入金の実績額に含めないという認識だが、念のため事務局において確認する。
- ・統一的な基準による財務書類4表については、会計担当部局で作成可能と考えているが、附属明細書については財政担当部局でしか分からない内容や総務省方式改訂モデルの考え方が採り入れられており、内容確認に負担感があるのではないか。

○「資産評価の手引き」に係る検討項目について事務局より説明（「資料3」、「資料5」関係）

○上記に係る意見等

- ・「有形固定資産の評価基準①（特定の時期の設定）」について、東京都では取得原価で評価しており、取得原価が不明な資産については、合理的・客観的な推計によって取得原価を出していくといった方法で、実態に近い取得価格を出していくこととしている。既存団体への配慮ということではあるが、例えば合理的・客観的な方法で、取得原価の推計等が可能な場合、そういったみなし取得原価も併せて選択できるようにしたほうが、実態に合ったバランスシートを作れるのではないか。議会や住民等への説明責任といった観点では、例えば道路等の敷地を30年前以前は全部1円にすると、実態から大きく乖離してしまうため、なかなか受け入れることはできないと考えている。そのため、合理的・客観的に推計できるようなみなし取得原価を選択できるように再考していただきたい。
- ・資産評価のあり方については、統一的な基準を作るに当たり実施可能性の観点から総意をもって決めていることであり、この実務研究会においては、その詳細、例えば特定の時期等を整理するということであるため、議論をやり直すのは厳しいのではないか。
- ・統一的な基準の原則の例外として、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」で取得原価が不明となっているところを、特定の時期以前は一律に不明にするのではなく、推計が可能な場合には、そういった推計も可能となるようにし、このような選択肢もあるということのを要領で考えていくことも可能なのではないか。特に、道路等の敷地に関しては、統一的な基準の原則を強制適用すると、確かに事務負担は少ない

が、東京都ではこれまでの額とかなり相違するため、議会等への説明も困難である。このような取扱いがよいのかを再考する必要がある、マニュアルの中で、推計取得原価を選択肢とすることは可能なのではないか。

- ・習志野市も取得原価が不明な道路用地については固定資産税評価で全部やり直したが、統一的な基準では道路用地は1円としているため、それは1円に直さざるを得ないと考えている。注記になるのかどうかは別として、何らかの形で道路用地の既評価額も表示する必要があると考えているが、全国的な統一的な基準を適用するに当たって、取得原価が不明な道路用地は1円とするという認識に立つしかないのではないか。
- ・統一的な基準をより精緻にしたいということについては、基本的によいと考えているが、今回の統一的な基準の策定の根本趣旨は、全団体で対応可能な基準を作ることと理解している。例外として再評価をしようと考えている団体もあるが、再評価を一律に求めるのは厳しいという判断で、原則再評価しないと整理しただけであり、会計的に決着したわけではないとも考えているが、開始時点に関しては、既に資産評価を実施している団体を除いては、ルールのとおり作成するよう言うしかないのではないか。小規模団体も含めて統一的な基準で財務書類を作成するという趣旨の中で、例外を認めると混乱するため、慎重に考えざるを得ないのではないか。
- ・「有形固定資産の評価基準①」の「特定の時期」について、30年という案の今後の検証に期待したい。疑問として、取得したものが30年よりも前なのか、後なのかということ自体が分からないものはどうするのか。
- ・取得年度が「特定の時期」の前後か分からないものについては、不明に該当するため「分からない」に該当するのではないか。
- ・過去30年という起算点をいつにするかについて、昭和何年度以降といったように決めようがよいのではないか。昭和何年度以降と決めるに当たり、道路台帳について昭和61年度以前は管理されていないので把握できないという意見もあったが、何か法定で、これ以降は必ず作っているというのがあれば、それに合わせたほうが、客観性もあってよいのではないか。
- ・昭和62年度以降というのは、基準モデルのモデル団体の報告書に同様の記載があり、やはり道路課等に確認すると、法的にその時以降、整備されるようになったというのが全国的ということがあったため、同基準を使っている。
- ・資産更新問題への対応が課題とされている中で、「償却資産の耐用年数」は非常に重要と考えている。基本的には、使用期間が耐用年数になるのが一番よいと考えており、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」ありきではないのではないか。特に、消防車両については民間ではあまり持ちえないものであるが、全国どの団体も大なり小なり、いろいろな消防車両を持っており、消防車両の形状や大きさ等である程度耐用年数を定めることができるのではないか。併せて事業用資産かインフラ資産の区分が様々であるため、整理すべきではないか。

- ・「償却資産の耐用年数」について、消防車両が比較的分かりやすい事例として例示されているが、警察車両等についてもどうするのかというも課題ではないか。このような議論は、まだまだ出てくると考えられるが、この実務研究会で全部決めるのは厳しいため、多くの自治体から声上がるものがあれば、共通で「Q & A集」等で示すといった対応でもよいのではないか。